

青森県誘致企業本社機能移転促進費補助金

対象企業		県の誘致企業(コンタクトセンター関連企業を除く)
雇用経費助成	補助対象	本社機能の移転に伴い、県内居住者を新規に常時雇用するのに要する経費
	要件	次のすべての要件を満たすもの 【1】5人以上雇用すること 【2】雇用期間が1年以上であること
	補助額等	新規雇用者1人につき50万円(1社あたり限度額1,500万円)
転居経費助成	補助対象	本社機能の移転に伴い、従業員及びその家族の県内への転居(1年以上居住するものに限る)に係る経費のうち企業が負担する経費
	要件	次のいずれかの要件を満たすもの 【1】雇用経費助成の要件を満たす本社機能の移転に伴うものであること 【2】企業負担に係る転居世帯数が5以上であること
	補助額等	補助対象経費の2分の1(1社あたり限度額1,500万円、1世帯あたり上限50万円)